

15

88-2

年少労働調査資料 第24集

危険有害な業務に使用され ていた年少者

昭和28年12月

労働省婦人少年局

正 誤 表

頁	行	正	誤
目次	15	業 勢	事 勢
1	13	愛 知	愛 知 県
2	13	産業分類	産業分類
2	13	9.1 %	9.1 %
3 (第4回)	6	収支及び集荷架事業	収支及び商品製造業
6	10	高圧電線路	高圧電(1)路
7	2	多	高
7	14	理 水	理 水
7	17	想 像	想 像
8 (第4回)		市、表参道	

附 表

第2表 注) 産業不明の事業場が一、所有の元々の総連交事
件数は110、連交して使用されたいとする有数
は127(男150)と127である。

第3表 注) 取種名が「その他」となっている者は、則ち取種名が
規定にないものを、記入するものとする。

第4表 注) 事業場別種々の不明の事業場が一、所有の元々の連交
事業場数は110、連交して使用されたいとする有数
は127(男149女33)と127である。

一、調査の目的	／
二、調査の対象	／
三、調査の方法	／
1 組 当	／
2 内 容	／
3 調査の実施	／
四、調査の結果	／
1. どのようなところに危険有害業務の 就業制服違反事件が起つてゐるか	2
(1) 地域	2
(2) 産業	2
(3) 職種	3
(4) 事業場の規模	3
2. 年少者はどのような状態で危険有害業務に使用されてゐるか	4
(1) 年少者が従つてゐた危険有害な業務	4
(2) 危険有害業務に使用されてゐた年少者が受けた処罰	6
(3) 年少者が危険有害業務に使用されてゐた実例	9
3. 年少者の危険有害業務の就業制服違反について、その後の措置	11
4. むすひ	11
参 考 文 献	13
調 査 票	16
附 表	18

一 調査の目的

年少労働者を、安全・衛生、福祉及び労働環境の面から保護、育成するために、労働基準法では年少者の危険有害業務の就業制限の規定を設けている。それにも拘らず、実際には法規に違反して危険有害業務で働かされている年少者が後を絶たないので、その違反の実状を明らかにして、年少労働者保護育成の基礎資料とすることを調査の目的とする。

二 調査の対象

昭和27年1月から2月までの間に、都道府県庁の所在地にある労働基準監督署の管下事業場に居住した労働基準法第3条（各年少者労働基準規則第2条、第3条）違反事件

都道府県庁所在地の労働基準監督署が2ヶ所以上ある場合は、次の数だけ算出した。

東京2ヶ所、大阪3ヶ所、神奈川2ヶ所、愛知県2ヶ所、京都2ヶ所、兵庫2ヶ所

なお監督署を廃止に当っては、次の点を考慮した。即ち、工業の発達している都市の一地区を匿ひ、且つ、これを管轄している監督署の中年少労働者の就業制限違反事件が多いものを匿ふ。

三 調査の方法

1 担当

個人少年連係員

2 内容

調査の対象とされた労働基準監督署に保管されている関係書類の中から年少労働者関係の危険有害業務の就業制限違反事件を抜き出し、末尾に添えた調査票に必要事項を記入する。

3 調査の実施

昭和28年2月

四 調査の結果

この調査は抽出調査であるが、調査対象が全国に亘っているため、全国の危険有害業務で使用されている年少者の実状を或る程度知ることが出来ると思われる。

調査の集計に当っては、危険有害業務の就業制限の規定に違反した事件数および違反して使用されていた年少労働者数を基礎として行った。

昭和27年1月から2月までの年少労働者の危険有害業務就業制

— 2 —
概に違反した事件は、この調査の範囲では111件発生し、違反して使用されていた年少者は188名にのぼっている。

1. どのようなところに危険有害業務の就業制限違反事件が起っているのか。

(1) 地域

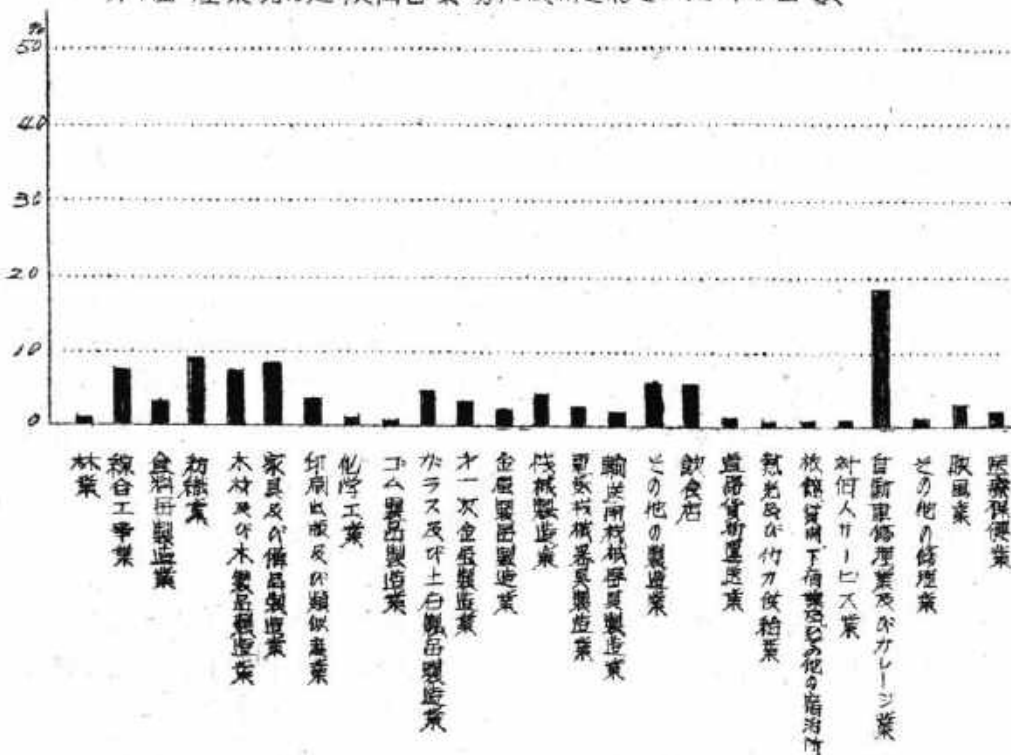
各県の人口、就業者数、年少労働者数、労働基準監督署数、主要産業、各県の特殊性等の条件の差を一応考慮しないで、各県の事件数を比べてみると、山形10件、東京12件、愛知5件、京都6件、兵庫5件、和歌山5件、大分9件、特に危険有害業務の就業制限違反事件の多い県として挙げられる。 オノ表 参 照

(2) 産業

危険有害業務の就業制限の規定に違反した事件の最も多い産業（日本標準産業分類中分類）は、家具及び装飾品製造業で16件、全体の14.6%、次は木材及び木製品製造業で12件、11.0%、紡織業と飲食店が各々9件、8.2%、総合工業業8件、7.3% となっている。次に危険有害業務に使用されていた年少者の多い産業をみると、自動車修理業及びカーレース業が34名、18.3%、紡織業が17名 9.1%、家具及び装飾品製造業が16名 8.6%、木材及び木製品製造業が14名、7.5%となっている。違反事件数及び危険有害業務で使用されていた年少者数からみると、自動車修理業及びカーレース業、紡織業は違反事件数が比較的少ないにも拘らず違反して使用されていた年少者数は多く、一事業場で多数の者が危険有害業務で使用されていることが明らかである。更にこれらの危険有害業務で使用されていた年少者を男女別にみると、男子は、自動車修理業及びカーレース業が最も多く、その他、家具及び装飾品製造業、総合工業業、木材及び木製品製造業等の産業に使用されている者が多く、女子は飲食店、紡織業、その他の製造業、医療保健業等の産業に使用されている者が多く、年少労働者の性別による就業状況の差が、危険有害業務に使用されている場合も明らかに示されている。

オノ表 参 照

表1 産業別の危険有害業務に使用されていた年少者数



(3) 販 種

危険有害業務に使用されていた年少者の販種の分類は、調査票に記入されていたものも、記入されていなかったものも、販種分類（昭和25年国勢調査用）によって適宜分類した。表3表は違反した業種別、産業別に販種名を記入した表であるが、これによると年少者であるため、屋敷工、雑役工等の名称が多く使われ、又販種名が異っても同じ内容の危険有害な業務に使用されている場合が多いのである。販種名から、直ちにその販種が危険有害業務であるときめてしまふことは出来ないが、少なくともこの表に挙げた販種が、業務内容に危険有害なものを含め、年少者が危険有害な業務に使用される場合があるといふことは示さるであらう。そこでこの表は、危険有害な業務の内容と、産業と販種の関連を示すものとして、参考として添えたものである。

表3表 参 照

(4) 事業場の規模

事業場の規模を従業員数についてみると、10人以上50人未満

①事業場が違反件数50件、45.5%で違反件数110件の半数近く占め、又は10人未満の事業場で35件、31.8%と比べていて、50人未満の事業場が違反件数110件の約80%を占めている。として全体の傾向として、夢心の増減はあるが事業場規模が大きいほど違反件数は減じ、1000人以上の事業場では違反は概ね1件とになっている。次に使用されていた年少者について事業場規模別にあると、違反件数の割合と同じく、50人未満の事業場で使用されている者が110名あって、全体の60.6%を占めている。なお男子の場合は規模の大きい事業場でも危険有害業務に使用されているが、女子の場合は500人以上の事業場で使用されて危険有害業務で働いている者は皆無であった。

オ4表 参照

2. 年少者はどのような状態で危険有害業務に使用されているか。

(1) 年少者が使われていた危険有害業務(女子年少者労働基準規則の本文別)

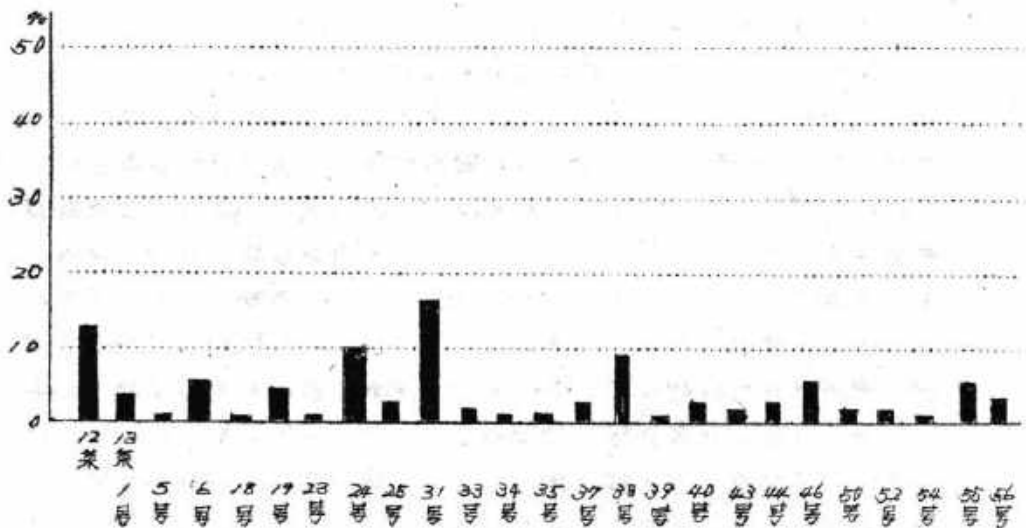
危険有害業務の就業制限の規定に違反した事件111件の中、最も多いものは、女子年少者労働基準規則(以下略す)オノ3条、31号の木工用かんばね、鉋削面取機を用いる業務で、違反件数は18件、16.2%を占めている。又はオノ2条の重畳物を取扱う業務で14件、12.7%。オノ3条、24号の直径25センチメートル以上の穴のて盤(横のきりものを除く)又は動輪の直径25センチメートル以上の帯のて盤における木材の送給の業務11件、9.9%。オノ3条、38号の鉛、水銀、クロム、砒素、黄リン、亜素塩素、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なもの、ガス、腐敗若しくは粉じんを発散する場所における業務10件、9.0%となっている。

危険有害業務に使用されていた年少者は188名中男子151名、女子37名で、男子は女子の4倍強を占めている。

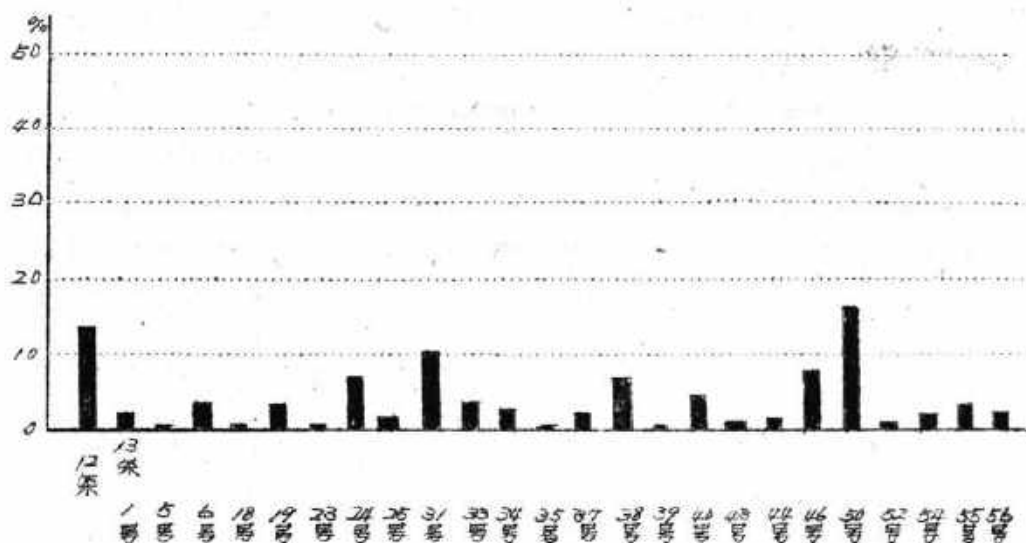
危険有害業務に使用されていた年少者数が最も多い業務は、オノ3条、50号のボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務で、件数が少いにも拘らず、総数の16.6%、31名の年少者が使用されている。又はオノ2条の重畳物を取扱う業務と、オノ3条、31号の木工用かんばね、鉋削面取機を用いる業務で各々10%余りを占めている。次に性別に別ると、男子の場合は男女合わせても

のの場合と同じ傾向を示しているが、女子はオノミ采の置置物を取扱の業務、オノミ采 55号の潤滑に供する業務、33号の火薬その他の爆発性の物を、取扱の作業で爆発の危険のある業務、34号のカリウムその他の燃焼性のものの製造又はこれらを取扱の作業で燃焼の危険のある業務、56号の特殊の臨時的接客業における業務等が高い比率を示している。このように男子は機械を用いる主として安全、衛生の面で危険有害な業務に使用されている者が多いのに反して、女子はケービス、接客のような主として福祉に有害な業務、又は爆発、燃焼等の危険のあるものを取扱う業務に多く使用されている。このことは男女の就業状態の差が危険有害業務の就業状態にも同様に現れているためであらう。 オノミ表 オノミ表 参照

オノミ表 危険有害業務別の雇員件数



オ 3 図 危険有害業務別の使用されていた年少者数。



(2) 危険有害業務に使用されていた年少者が受けた災害

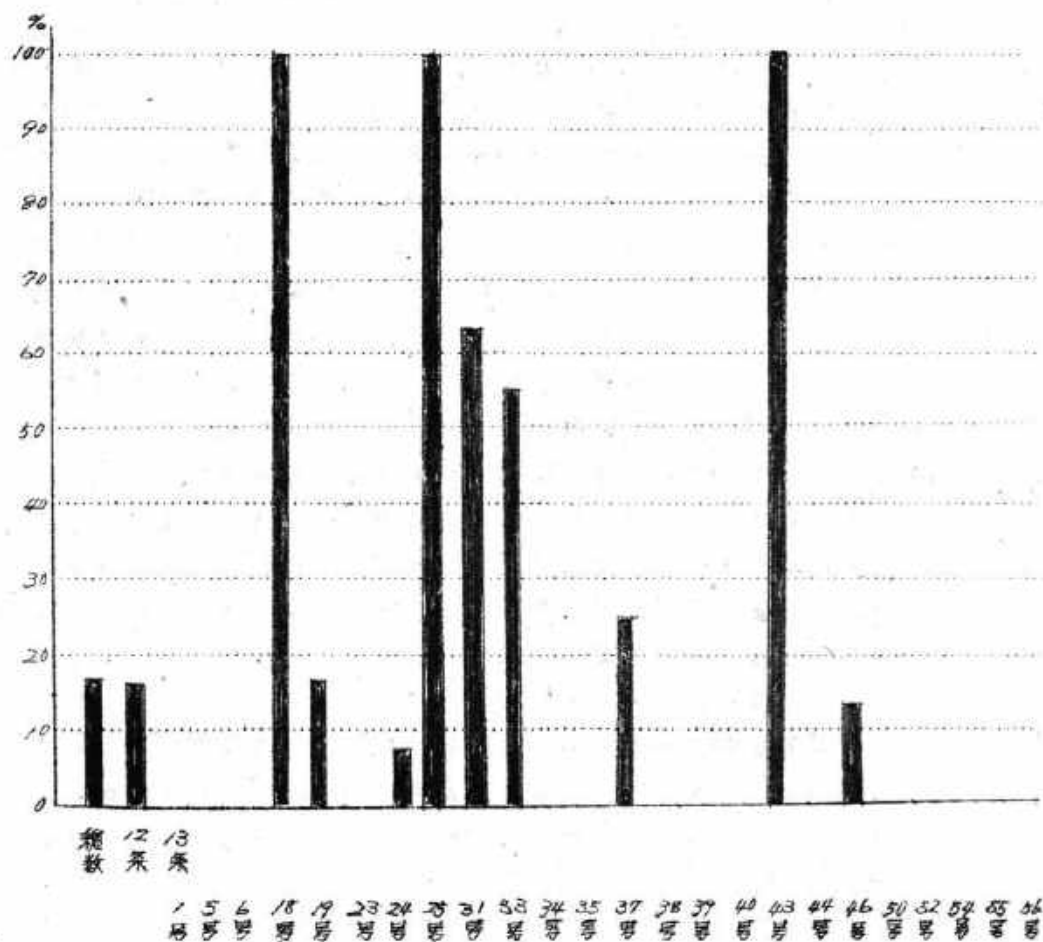
危険有害業務に使用されていて災害を受けた年少者は 188 名の 16.5% に当る 31 名で、その中 4 名は死亡している。最も災害を受けた年少労働者数の多かった業務はオノ3系3ノ号の木工用かんばね、単軸面取機を用いる業務でノ2名が災害を受け、被災害の率は38.7%となっている。次はオノ2系の重盛物を取扱う業務、オノ3系33号の火薬その他の爆発性のものを取扱う作業と爆発の危険のある業務で各々ノ2.9%となっている。業種別の危険有害業務に使用されていた年少者数に対する災害を受けた年少者数の比率は、オノ3系ノ8号の高圧電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務、25号の動力によつて駆動する圧機の金型若しくは刃削機の刃部の調整又は掘削の業務、43号の木屑道、修ら又は管流等による木材搬出の業務等が100%の比率を示している。二番目に比率の高いオノ3系、3ノ号の木工用かんばね、単軸面取機

を用いる業務は災害を受けた比率が43.2%で、災害を受けた人員数も被災者数の中で最も高く、災害を受け易い業務といふことができる。

災害を受けて死亡者を出した業務は、オノ3条、33号の炭素その他の爆発性の物を取扱う作業で、運送の危険のある業務で、使用されていた年少者名のうち、4名が災害を受け、比率も高く、その中3名が死亡している。又43号の木屑道、修り又は管流等による木材搬出の業務に使用されていた2名の年少者は2名とも災害を受け、その中1名が死亡している。そこでここに挙げた100%の災害の比率を示す業務や、多数の死亡者を出す業務は、年少者が就業することが、死亡、或は災害を意味し、又これらの危険有害業務に使用されている年少者の災害率が16.5%の高率を示すことから、年少者の危険有害業務の就業制限が厳守されなければならないのは当然のことであらう。又死亡、或いは災害として現れなくとも、衛生、福祉に有害な場合は直ちに結果が現れないし、又軽度の傷害を受けた場合は数字として出ないので、年少者が危険有害業務に使用されてこれ以上の悪影響を受けていることが相俟される。そのことは、オノ3条35号のエチルアルコール、メチルアルコールその他の引火性のものを取扱う作業で、発火の危険のある業務についていた年少者にニトロベンゼンによる脳膜炎が発生していることから考えられる。

オノ条 オノ表 参照

※ 4 図 冠険有害業勢列の年々吾が受ける災害比率



(3) 年少者が危険有害業務に使用されていた実例

実例 (1) オノ2条、重量物を取扱う業務

(イ) 木材及び木製品製造業で雑役夫として使用されていた男子年少者は、素材(ノの材)を同僚と二名でユム輪二輪車に積込んでいた時、積込んだ素材が転落し、地上にあって素材との間に左足をはさまれ災害を受けた。

(事業場従業員数 2名)

(ロ) 輸送用機械器具製造業に鍛工として働いていた男子年少者は、鍛造作業準備中鋼材を炉内に押入れようとした際、材料が重すぎた為(重量約30kg)炉口にうまく押入れることが出来なくて、炉口下部に当り、材料を持っていた右手拇指が炉口と材料とにはさまれ受傷した。

(事業場従業員数 92/9名)

実例 (2) オノ3条6号、映写機による上映操作の業務

映画業で映写機操作助手として働いていた男子年少者は、約一ヶ月間に亘り映写上映の業務に従事させられていた。

(事業場従業員数 15名)

実例 (3) オノ3条24号、直径25センチメートル以上の丸のこ盤における木材の送給の業務

家具及び装飾品製造業で大工として働いていた男子年少者は直径30センチメートルの丸のこ盤を使って杉材を製材中、右拇指切断の災害を受けた。素材の巾は1.5寸、厚さは1.2寸、長さは3尺で、製品は巾9分、厚さ6分、長さ1.3尺のものである。

(事業場従業員数 6名)

実例 (4) オノ3条25号、動力によって運転する圧機の金型若しくは河町機の刃部の調整又は掃除の業務

機械製造業にプレス見習工として働いていた男子年少者は、旋回装置附属品ソーサパンの片手操作作業中、製品の位置を金型に合せようとして誤ってプレス機のフラッチペタルを踏み、左手中指をオ二関節より切断した。

(事業場従業員数 9名)

実例 (5) オノ3条31号、木工用かんざねを用いる業務

家具及び装飾品製造業で家具部見習工として働いていた男子年少者は、角材の厚みを調節するため機械かん在機で切削中、角材がはねこんで押つけていた右手がすべり、廻転双部に突き込み、右手拇指オー関節を切断した。

(事業場従業員数 26名)

実例(6) オノ3条33号 塩素酸カリ、硝火綿その他の爆発性の物を取扱う作業で爆発の危険のある業務

電気機械器具製造業で検査工として働いていた女子年少者は、電球のくすりつけ作業(塩素酸カリ、硝火綿等の調合作業)を行っていたところ、薬品が乾燥していたために摩擦爆発を起し、顔面、胸部等に火傷を負った。

(事業場従業員数 38名)

実例(7) オノ3条37号 水銀、砒素、硝酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務

電気機械器具製造業に修理工として働いていた男子年少者は、濃硝酸を小瓶に配分しようとして容器(45リットル)を移動中、容器に暑気変化による水分が附着していたのと、手巾手袋をはめていたのとで、敷居上より8センチ低い踏石に衝突し、容器が破壊して内部の濃硝酸が流出、左右下腿部に飛散し、又手巾手袋中にも流入したのでその部分が腐蝕し業務上の負傷として休業した。

(事業場従業員数 154名)

実例(8) オノ3条38号 鉛、水銀その他これに準ずる有害なものを取扱う業務

印刷業で活字製造をしている男子年少者は、前在番が病気で休取した後引ついで活字製造に従事していた。この業務は熔融した鉛と極めて正確な場所で作業するもので、少量の鉛の蒸気を吸入する作業であった。

(事業場従業員数 37名)

実例(9) オノ3条43号 木馬鹿の木材搬出の業務

林業について、山林人夫として働いていた男子年少者は、山林で父親と共に作業をしていたが、たまに一人で木馬鹿をひいて勾配のある箇所を下って行き、六十度位のガースにさし

かゝつた時、相当のスピードがあつたので曲りそこなって高さ約2米の川底に転落し、その上に木馬が落ち、積んでいた材木の端が身体に当たつたので、腰部、大腿部その他に打撲傷および切創をうけて20日間の入院と、30日の休業を要した。

(事業場従業員数 3名)

又同じく休業に使用されて、木馬引きをしていた男子年少者は、休業中木馬転落の事故を起し、その下敷となって死亡した。この年少者は既に数年の経験をもつ木馬夫であった。

(事業場従業員数 17名)

実例(10) オノ3第50号 ボイラー製造中強烈な騒音を発する場所における業務

自動車修理等に板金工、組立工として働いていた30名の男子年少者は、90~100デシベルの騒音と、700~1800回の粉塵の中で作業をしていた。

(事業場従業員数 970名)

実例(11) オノ3第58号 特殊の遊乐的接客業における業務

果の児童相談所に保護された女子年少者は、温泉地の飲食店で働いていたが、接客婦として酒席に侍らされ、強制されて売淫行為も行わされていた。又前借金と賃金の相殺も行われ、事業主は起訴された。

(事業場従業員数 7名)

3. 年少者の危険有害業務の就業制限違反について、その後の措置

以上述べてきたような状態で年少者を危険有害業務に使用していた事業主は、54%の者が送検され、その中27%が起訴されたが、大部分が罰金、戒告等で終っている。

オ9表参照

4. おすび

以上のことをまとめると、次のような実情が挙げられる。

- (1) 年少者が危険有害業務に最も多く使用されていた産業は、男子は自動車修理業及びガレージ業、家具及び装備品製造業等、女子は飲食店、粉織業等で、事業場の規模は大部分が50人未満の小規模の

ものであった。

- (2) 危険有害業務の就業状態についてみると、男子年少労働者は強烈な騒音を発する場所における業務、重量物運搬および木工用機械の取扱いの業務等機械による危険有害な業務に、女子年少労働者は重量物運搬および酒席に侍する業務、爆発、発火性の物を取扱う業務等福祉に有害な業務、爆発、発火の危険のある業務に使用されている場合が多い。
- (3) 危険有害業務の就業制限に違反して、危険有害業務に使用されていた年少者のうち、16.5%は災害をうけ、2.1%は死亡している。災害の最も多かった業務は木工用機械の取扱いの業務で、次が重量物の取扱い、爆発物の取扱いの業務などである。

労働基準法の施行以来、年少労働者の労働条件は向上したと云われているが、これまでに述べてきたように、事業主の中には労働基準法に違反して年少者を危険有害業務に使用し、その結果、相当高率の災害を発生させている。そこでこの調査が、年少労働者の保護にたずさわる人は言うまでもなく、一般社会の人々の理解と協力を得るための参考となれば幸である。

参考条文

労働基準法

(危険有害業務の就業制限)

第63条 使用者は、満18才に満たない若又は女子を第29条の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。使用者は、満18才に満たない若を、毒劇薬、毒劇物その他の有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、若しくはじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で満18才以上の女子に、これを準用することができる。第2項に規定する業務の範囲及び前項の一定の業務の範囲は、命令で定める。

女子年少者労働基準規則

第12条 第63条第1項に規定する重量物を取り扱う業務は次に掲げるものとする。但し、満18才以上の女子については、様式第5号により、断続作業については40キログラム、継続作業については30キログラムを超えない範囲において労働基準局長の定める標準に基づいて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、この限りでない。

区 分		断 続 作 業	継 続 作 業
満16才未満	女	12キログラム	8キログラム
	男	15 "	10 "
満16才以上	女	25 "	15 "
満18才未満	男	30 "	20 "
満18才以上	女	30 "	20 "

第13系 第18才に高くない者を就かせてはならない業務の範囲は、次に掲げるものとする。

1. 汽罐のふん火その他取扱の業務
5. アセチレン溶接装置の作業主任者の業務
6. 映写機による上映操作の業務
18. 高圧（特別高圧を含む）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務
19. 運転中の発動機及び発動機から中間軸までの動力電導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調子の掛換の業務
23. グム、エポナイト等粘柱質のロール練の業務
24. 直径25センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く。）又は動輪が直径25センチメートル以上の帯のこ盤における木材の送給の業務
25. 動力によって運転する圧機、金型若しくは切斷機の刃部の調整又は掃除の業務
31. 木工用かんざし、単軸面取機を用いる業務
33. 火薬、爆薬、火工品、塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族ニトロ化合物、硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆発性の物を取扱う作業で爆発の危険のある業務
34. カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイド、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる発火性の物の製造又はこれ等を取扱う作業で発火の危険のある業務
35. エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アルミ、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務
37. 水銀、砒素、黄りん、亜硝酸、塩酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害な物を取扱う業務
38. 鉛、水銀、クローム、砒素、黄りん、赤素、塩素、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なもののガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
39. 土砂の崩壊の危険がある場所又は深さ5メートル以上の地穴に

における業務

々〇、高さ5メートル以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準ずる高所における業務

々三、木馬道、修ら又は管束等による木材搬出の業務

々々、土石鉄毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

々々、多量の高熱物体を取扱ふ業務及び著しく暑熱な場所における業務

50、ボイラー製造等強烈な騒音を発生する場所における業務

52、酒類醸造の業務

54、監獄又は精神病院における業務

55、酒席に侍する業務

56、特殊の遊興的接客業における業務

調査票

危険有害業務の就業制限違反事件調査票

1. 事業の種類	2. 事業の名称		3. 主要生産品名		計
4. 場所 5. 違反して使用されて いた年少者	区	男	女	6. 事件の概 要	
	成年	少年	少女		
	成年男	少年男	少女女		
7. 違反条文					
8. 年少者の職種					
9. 発生年月					
10. 発見年月					
11. 事件の措置	☐ 送検 ☐ 起訴 ☐ 不起訴 ☐ その他				(該当事項にV印をせよ)
12. 備考					

調査票記入上の要項

1. 一事件一票に記入すること。
2. 事業の種類、労働基準法~~六~~三三條の各号による。
3. 労働百数、事件発生当時における数を書く。
4. 違反して使用されていた年少者、同一事件に該当者が二人以上ある場合にはその合計数を性別に記入する。
5. 違反条文、次の例のように詳しく記入する。

(例)

六十三条 (女子年少者労働基準規則~~六~~三三條五十六号)

6. 年少者の数種、違反して使用されていた年少者の取名および仕事の内容
7. 事件の措置、「その他」の項には司法事件として取扱ったものを除き、行政処分が行われたすべての事件を含む。

才1表 都道府県別の
違反件数

道森牛	3
威田	3
影島	1
城木	10
馬王	1
紫京	2
川海	1
山川	12
井架	4
野阜	2
岡知	2
聖買	3
和阪	4
庫良	5
山取	2
板山	1
島口	2
島川	2
渡知	1
岡賀	1
詩本	2
分崎	9
創	3
海	
奈	
歌	
呪	
合計	111

オ2表 産業別の件数と

産 業 中 分 類		違 反 率 件	
		実 数	比 率
織	数	110	100.0
林	業	2	1.8
綜 合 工 事	業	8	7.3
食 料 品 製 造	業	6	5.5
紡 織	業	9	8.2
木材及び木製品製造業		12	11.0
家具及び装飾品製造業		16	14.6
印刷出版及び類似産業		6	5.5
化 学 工 業		2	1.8
ゴム製品製造業		1	0.9
ガラス及び土石製品製造業		2	1.8
一次金属製造業		4	3.6
金属製品製造業		3	2.7
機械製造業		4	3.6
電気機械器具製造業		4	3.6
輸送用機械器具製造業		4	3.6
その他の製造業		2	1.8
飲 食 店		9	8.2
道路貨物運送業		1	0.9
熱光及び動力供給業		1	0.9
旅館貨物運送業及びその他の宿泊所		1	0.9
対個人サービス業		1	0.9
自動車修理業及びガレージ業		4	3.6
その他の修理業		1	0.9
映 画 業		6	5.5
医 療 保 健 業		1	0.9

使用されていた年少者数および比率

違反して使用されていた年少者					
実 数			比 率		
計	男	女	計	男	女
187	150	37	100.0	100.0	100.0
2	2	0	1.1	1.3	0
14	14	0	7.5	9.3	0
6	6	0	3.2	4.0	0
17	8	9	9.1	5.3	24.3
14	13	1	7.5	8.7	2.7
16	16	0	8.6	10.7	0
7	7	0	3.7	4.7	0
2	2	0	1.1	1.3	0
1	1	0	0.5	0.7	0
9	9	0	4.8	6.0	0
6	6	0	3.2	4.0	0
4	4	0	2.1	2.7	0
8	8	0	4.3	5.3	0
5	3	2	2.7	2.0	5.4
4	4	0	2.1	2.7	0
11	2	9	5.9	1.3	24.3
11	0	11	5.9	0	29.8
2	2	0	1.1	1.3	0
1	1	0	0.5	0.7	0
1	0	1	0.5	0	2.7
1	1	0	0.5	0.7	0
34	34	0	18.3	22.6	0
1	1	0	0.5	0.7	0
6	6	0	3.2	4.0	0
4	0	4	2.1	0	10.8

表 3 条文、産業、職種別の使用されていた年少者数

条文	産 業 別 (中 分 類)	職 種 別	使用されていた年少者		
			訂	男	女
12 條	小 計		25	17	8
	綜 合 工 事 業	運 搬 夫 役	3	3	0
		種 別	1	1	0
	紡 織 業	織 布 糊 付 工	1	0	1
		織 布 見 習 工	1	0	1
		彫 刻 工	3	3	0
		種 別	6	0	6
	木材及び木製品製造業	植 役	2	2	0
	ガラス及び土石製品製造業	製 粉 工	4	4	0
	輸送用機械器具製造業	鍛 工	1	1	0
	道路貨物運送業	貨物自動車運転助手	2	2	0
	自動車修理業及びガレージ業	自動車組立工及び修理工	1	1	0
13 條 1 号	小 計		4	4	0
	食 料 品 製 造 業	種 別	1	1	0
		蒸気機関汽缶士助手	1	1	0
	紡 織 業	蒸気機関汽缶士助手	1	1	0
	対個人サービス業	種 別	1	1	0
5 号	自動車修理業及びガレージ業	磨 換 工	1	1	0
6 号	小 計		6	6	0
	映 画 業	映画機操作助手	5	5	0
		種 別	1	1	0
18 号	熱、光及び動力供給業	電 工	1	1	0
19 号	小 計		6	5	1
	紡 織 業	その他の他	2	2	0
		織 物 工	1	0	1
	木材及び木製品製造業	その他の他	1	1	0
	機械製品業	機 械 工	1	1	0
	輸送用機械器具製造業	機 械 工(旋盤工)	1	1	0
23 号	ゴム製品製造業	種 別	1	1	0

B帳24号	小計 給台工事業 木材及び木製品製造業	製枝工 との役 椎製枝防 製製枝腰押 製製枝腹習 建具見 木理具	13 1 2 3 1 2 1 1 1 1 3	13 1 2 3 1 2 1 1 1 1 3	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
25号	小計 化学工業業 食料品製造業 伐機製炭計 木材及び木製品製造業	雅るめ切断 すプレス児習工	役 1 1 1 1 19	役 1 1 1 1 18	0 0 0 0 1
31号	木材及び木製品製造業 家具及び装備品製造業	木の ど大枝 枝仕 木 見 鉋 木 木	工 他 工 工 工 工 工 工 工	1 0 1 2 1 3 6 1 1 2 7	1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 5
33号	小計 電気機械器具製造業	検査 材造 箱塗 差技	工 搬 工 工	1 6 5 1	1 4 5 0
34号	その他製造業				
35号	化学工業業				
37号	小計 食料品製造業 金属製品製造業 電気機械器具製造業	アミノ酸工 ロール彫刻見習工 修理工	工 工 工	1 2 1	0 0 0

條文	産 業 別 (中 分 類)	取 種	使 用 中 の 人 員 年 齢 別		
			計	男	女
38条38号	小 計 印刷、出版及び類似産業	離 陸 工 活 字 製 造 工 活 字 鑄 造 工 活 字 工 塗 装 工 鉛 工 メ ッ キ 見 習 工 そ の 他 工 不 明 工	13 1 1 3 1 2 1 2 1	12 1 1 3 1 2 1 1 1	1 0 0 0 0 0 0 1 0
39号	綜 合 工 事 業	土	1	1	0
40号	小 計 綜 合 工 事 業	離 陸 工	9	9	0
	紡 織 業	縫 製 工	1	1	0
43号	小 計 林 業	染 色 工	1	1	0
	山 林 人 夫	山 林 人 夫	2	2	0
	木 馬 引 き	木 馬 引 き	1	1	0
44号	小 計 紡 織 業	起 毛 部 (起毛工)	3	3	0
	金 屋 製 品 製 造 業	パ フ 作 業 工	1	1	0
	不 明	人 造 銀 砂 作 業	1	1	0
46号	小 計 ガラス及び土石製品製造業		15	15	0
	オ ー 次 金 屋 製 造 業	準 精 工	5	5	0
	機 械 製 造 業	鋳 物 工	4	4	0
		注 湯 作 業	5	5	0
		仕 上 げ 補 助、見 習 工	1	1	0
50号	小 計 自動車修理業及びガレージ業		31	31	0
	その他の修理業	板 金 工、組 立 工	30	30	0
		機 械 工	1	1	0

13條52号	小 計		2	2	0
	食 料 品 製 造 業	酒 類 製 造 業 務	1	1	0
		蒸 溜 工	1	1	0
54号	医 療 保 健 業	自 護 助 手	4	0	4
55号	小 計		7	0	7
	飲 食 店	女 給	6	0	6
	旅館、貸間、下宿業及びその他の宿泊所	接 客 業 務	1	0	1
56号	飲 食 店	接 客 業 務	5	0	5
	合 計		198	151	37

ア4表 事業場規模別の違反事業場数と使用されていた年少者数および比率

事業場規模	違反事業場		違反して使用されていた年少者			
	実数	比率	実数		比率	
			計	男	女	率
総数	110	100.0	182	149	33	100.0
1人以上～10人未満	35	31.8	37	27	10	30.3
10人～～50人	50	45.5	73	62	11	33.3
50人～～100人	10	9.1	17	11	6	18.2
100人～～500人	11	10.0	19	13	6	18.2
500人～～1000人	5	2.7	35	35	0	0
1000人以上	1	0.9	1	1	0	0

注) 事業場規模の不明な事業場が二ヶ所あった。

第5表 危険有害業務所別の件数と使用されていた年少者数
および比率

條 文	違反事件 違反して使用されていた年少者			
	興 数	比 率	興 数	比 率
総 数	111	100.0	188	100.0
12 條	14	12.7	25	13.3
13 條 1 号	4	3.6	4	2.1
5	1	0.9	1	0.5
6	6	5.4	6	3.2
18	1	0.9	1	0.5
19	5	4.5	6	3.2
23	1	0.9	1	0.5
24	11	9.9	13	6.9
25	3	2.7	3	1.6
31	18	16.2	19	10.1
33	2	1.8	7	3.7
34	1	0.9	5	2.7
35	1	0.9	1	0.5
37	3	2.7	4	2.1
38	10	9.0	13	6.9
39	1	0.9	1	0.5
40	3	2.7	9	4.8
43	2	1.8	2	1.1
44	3	2.7	3	1.6
46	6	5.4	15	8.0
50	2	1.8	31	16.6
52	2	1.8	2	1.1
54	1	0.9	4	2.1
55	6	5.4	7	3.7
56	4	3.6	5	2.7

第2次 普通労働業務別の使用に就いての平均年齢と比率

係 文	違反して使用されていた年少者					
	実 数			比 率		
	計	男	女	計	男	女
総 数	188	151	37	100.0	100.0	100.0
12 係	25	17	8	13.3	11.3	21.7
13 係1号	4	4	0	2.1	2.7	0
5	1	1	0	0.5	0.7	0
6	6	6	0	3.2	4.0	0
18	1	1	0	0.5	0.7	0
19	6	5	1	3.2	3.3	2.7
23	1	1	0	0.5	0.7	0
24	13	13	0	6.9	8.6	0
25	3	3	0	1.6	2.0	0
31	19	18	1	10.1	11.8	2.7
33	7	2	5	3.7	1.3	13.5
34	5	0	5	2.7	0	13.5
35	1	1	0	0.5	0.7	0
37	4	4	0	2.1	2.7	0
38	13	12	1	6.9	7.9	2.7
39	1	1	0	0.5	0.7	0
40	9	9	0	4.8	6.0	0
43	2	2	0	1.1	1.3	0
44	3	3	0	1.6	2.0	0
46	15	15	0	8.0	9.9	0
50	31	31	0	16.6	20.4	0
52	2	2	0	1.1	1.3	0
54	4	0	4	2.1	0	10.8
55	7	0	7	3.7	0	18.9
56	5	0	5	2.7	0	13.5

第 2 表 船隻有害業務に使用され、災害を受けた年少者の数と比率

係 文	労働災害を受けた年少者	
	人数	比率
総 数	31	100.0
12 係	4	12.9
13 係 / 号	0	0
5	0	0
6	0	0
18	1	3.2
19	1	3.2
23	0	0
24	1	3.2
25	3	9.7
31	12	38.7
33	(既亡) 4	12.9
34	0	0
35	0	0
37	1	3.2
38	0	0
39	0	0
40	0	0
43	(既亡) 2	6.5
44	0	0
46	2	6.5
50	0	0
52	0	0
54	0	0
55	0	0
56	0	0

第 3 表 船隻有害業務に使用されてい
た年少者のうけた災害比率

係 文	違反して 使用されて いた年少者数 Q	労働災害 を受けた 年少者数 q	$\frac{q}{Q} \times 100$
総 数	188	31	16.5
12 係	25	4	16.0
13 係 / 号	4	0	0
5	1	0	0
6	0	0	0
18	1	1	100.0
19	6	1	16.7
23	1	0	0
24	13	1	7.7
25	3	3	100.0
31	19	12	63.2
33	7	(既亡) 4	57.1
34	5	0	0
35	1	0	0
37	4	1	25.0
38	13	0	0
39	1	0	0
40	9	0	0
43	2	(既亡) 2	100.0
44	3	0	0
46	15	2	13.3
50	31	0	0
52	2	0	0
54	4	0	0
55	7	0	0
56	5	0	0

表 違反事件の措置

	違反事件	送 廣			そ の 他		
		起 訴	不起 訴	繁 続	讀 書	戒 告	その他
実 数	111	3	1	2	41	8	56
比 率	100.0	2.7	0.9	1.8	36.9	7.2	50.5

GAa1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00762010